

【重要】当館領事窓口の予約制の開始(3月26日(木)から)

- 23日、インズリー・ワシントン州知事による自宅待機命令が発出されました。これに伴い、当館は、3月26日(木)から当面の間、領事窓口での受付を予約制といたします。
- また、3月25日(水)17時から、当館事務所が入居する One Convention Place ビルの入口が閉鎖され、外部の方が入場できなくなります。(駐車場については、既に閉鎖済みです。)
- 総領事館への来館を希望される方は、事前に領事班のEメール乃至電話番号(下記2.参照)までご連絡をお願いいたします。

【本文】

1 当面の間、当館が扱う領事サービスは以下のとおりです。

- ・旅券の有効期限が1ヶ月以内に切れるための更新手続
- ・在留資格取得/更新のための証明書申請等

(注)真に必要な緊急性の高い案件に限って予約を受け付けます。査証申請については原則扱いません。州知事命令が有効である期間は、必要不可欠でない限り自宅に滞在することが要請されているため、期限に余裕のあるものについては時期をずらして申請する等、不急の申請はお控えください。

2 予約方法

3月26日(木)以降、総領事館に来館を希望される方は、まず、以下の領事班メールアドレス乃至電話番号にご連絡下さい。当館より来館日時をご連絡します。予約の無いまま来館されてもビル内へ入ることができませんのでご注意ください。(25日17時以降、One Convention Place ビルの入り口が閉鎖され、外部の方が建物内に入ることできなくなります。駐車場については既に閉鎖されていますので、車でお越しの方は事前に付近の駐車場のご確認をお勧めします。)

◎来館予約先(領事班)

メールアドレス: consul@se.mofa.go.jp

電話番号: 206-682-9107 内線 120

- 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています。
 - 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
- 緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

○オンラインで在留届提出済の方:帰国・転出等のアップデートもオンラインでできます

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)。

○当館窓口に直接提出された方:在留届の変更(帰国・転出含む)は、以下の URL から所定の用紙をダウンロード後、当館領事班までメール(consul@se.mofa.go.jp)乃至 FAX (206)812-5971 で送付ください。

<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000499579.pdf>(ダウンロード用在留届の変更届(帰国・転出含む))

○新規に在留届を提出される方:上記オンラインのリンク乃至、下記ダウンロード用届を E メール乃至 FAX で当館まで送付下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>(ダウンロード用在留届)

■ 在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL:(206)-682-9107

HP: https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

facebook: <https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/>
